



男女平等参画をはじめとするさまざまなテーマの本を紹介します。男女平等推進センター「パリテ」の図書コーナーで貸し出していますので、ぜひ活用ください。



10歳のミッション キミを一生ささえる31の行動

著者 | 齋藤孝
出版社 | 幻冬舎

将来、読者が「自分のミッション」をみずから見つけられるように、10歳のうちからできることが詰まっています。10歳の娘はできる事から、これやってみたよ。と早速行動していました。考え方の一つとしても参考になります、年齢に関わらずおすすめの一冊です。



10代から知っておきたい あなたを閉じこめる「ずるい言葉」

著者 | 森山至貴
出版社 | WAVE出版

説得力があるようで、よくよく考えるとおかしい・もやもやする、そんな「ずるい言葉」は日常でも耳にしますが、SNS上ではもっと多く見られます。手っ取り早く論破するのに役に立つからでしょう。悪気がなくとも思わず使ってしまうこともあるようです。SNS上の言葉のコミュニケーションに潜んでいる「ずるい言葉」にもやもやしたことがある人にはぜひ読んでほしい本です。



7days アサーティブネス こじれない人間関係のレッスン

著者 | 八巻香織
出版社 | 太郎次郎社エディタス

私達は家族、学校、職場などさまざまな人間関係の悩みを抱きます。コミュニケーションは難しい、でも「難しい」は「できない」ではありません。この本は難しいことを分かりやすく楽しく努力するために「感じ、考え、行動するテキスト」です。アサーティブネスの実践で、こもる、溜める、キレルクセを手放すことができる一冊です。

男女共同参画に関連する法律や制度の改正、または世界や日本の統計調査の結果など、みなさんの生活にかかわりのあるホットな話題をお伝えします。

性犯罪に関する法律の改正

相手の同意がない性行為は
男女に関係なく犯罪になり得る

令和5年7月13日から「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」と「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」が施行されました。同意のない性行為は「不同意性交等罪・不同意わいせつ罪(改正)」になり得ることが明確になったのです。

具体的には、①暴行又は脅迫 ②心身の障害 ③アルコール又は薬物の影響 ④睡眠その他の意識不明瞭 ⑤同意しない意思を形成、表明又は全うするとまの不存在 ⑥予想と異なる事態との直面に起因する恐怖又は驚愕 ⑦虐待に起因する心理的反応 ⑧経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮などを原因としてイヤと言えない状況で性的な行為がされた場合は、男性も女性も犯罪の被害者なのです。

わいせつな行為ではないとの誤信や人違いをさせることも同罪。13歳未満又は13歳以上16歳未満で行為者が5歳以上年長の場合、同意に関係なく不同意性交等罪や不同意わいせつ罪が成立します。

16歳未満とわいせつ目的で会う
性的な姿の撮影も犯罪になる

新設された法律では、16歳未満(※)に対し、わいせつ目的で、脅かす・嘘をつく・誘惑する・金銭や物を与えるなどの手段で会うことを要求したり、実際に会ったり、わいせつな写真や動画を撮影して送るよう求めることは、「16歳未満の者に対する面会要求等の罪」になるのです。

性的な部位や下着が写っている写真や動画を盗撮されたり、イヤと言ったのに無理やり撮影されたり、拒絶するのが難しい状況で撮影された場合、「性的姿態等撮影罪」になります。また撮影される人が16歳未満(※)だと、その子どもが同意しているかどうかにかかわらず、犯罪です。被害に遭ったと思ったら相談窓口を利用しましょう。

性犯罪・性暴力被害者のための ワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力に関する相談窓口です。産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

携帯電話、NTTアナログ
の固定電話からは **# 8891**

性暴力に関するSNS相談
キュアタイム(チャット)



法務省
性犯罪関係の法改正等Q & A



※13歳以上16歳未満は行為者が5歳以上年長